

令和 8 年度

県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その 2 購入（単価契約）

入 札 説 明 書

令和 8 年 1 月

群馬県下水道総合事務所

この入札説明書は、W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 2 3 号）、群馬県財務規則（平成 3 年 3 月 2 5 日規則第 1 8 号）のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札公告日

令和 8 年 1 月 2 7 日（火）

2 入札執行者

群馬県下水道総合事務所長 青木 貴雄

3 契約担当部局

〒370-1127

群馬県佐波郡玉村町大字上之手 1 8 4 6 番地 1

群馬県下水道総合事務所総務係

電 話 0270-65-7557

F A X 0270-65-7781

4 入札に付する事項

（1） 件名

県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その 2 購入（単価契約）

（2） 仕様

「県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その 2 購入 仕様書」のとおり

5 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（2） 群馬県財務規則（平成 3 年群馬県規則第 1 8 号。以下「規則」という。）第 1 7 0 条の 2 第 3 項の規定により作成された令和 6 ・ 7 年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第 1 9 0 条の 2 の規定により、令和 8 年 2 月 6 日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月 2 4 日（火）午後 4 時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

（3） 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

（4） 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第 1 7 0 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

（5） 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- (7) 当該調達物品若しくはこれと同等品について、令和2年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団に限る。）に50t／年以上納入した実績を有する者又は年間を通じて安定供給が行える体制を確保できる者であること。

なお、年間を通じて安定供給が行える体制とは、納入数量やその時期にかかわらず、発注者からの注文に対応できる納入体制を有することをいう。

また、同等品とする場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への投入型消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

6 入札参加形態

単体による参加

7 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記5の資格を有することを証明するため、入札参加資格確認申請書及び確認資料等（以下「申請書類等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。提出期限までに申請書類等を提出できない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加できない。

なお、提出された申請書類等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

ア 提出期間

令和8年1月27日（火）から同年2月24日（火）までの、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く毎日。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

イ 提出場所

上記3に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入（単価契約） 入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

- (2) 提出する申請書類等は、次のとおりとする。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認資料（様式第2号）

ウ 上記5（2）を確認する書類

エ 上記5（7）を確認する書類（様式第2号その1又はその2）

オ 納入を予定している物品について、その製造又は販売業者が入札参加申請者に対して発行した納入可能証明書（様式第3号）。任意の様式でもよいが、少なくとも様式第3号と同項目の内容が記載されているものであること。

なお、過去5年間における購入物品の最大納入量は、「仕様書 別紙2」のとおり。

カ 担当者届（様式第4号）

- (3) 申請書類等に基づく審査結果は、令和8年3月4日（水）までに書面で電送により通知する。期日までに通知がない場合は、契約担当部局に確認の電話をすること。

- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期

間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。

(5) その他

ア 申請書類等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 群馬県は、提出された申請書類等を入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 申請書類等は返却しない。

エ 提出期限以降における申請書類等の差し替え及び再提出は認めない。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、入札参加資格確認説明申請書（様式第8号）により説明を求めることができる。

ア 提出期間

令和8年3月5日（木）から同月11日（水）までの休日条例第1条第1項に規定する休日を除く毎日。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

イ 提出場所

上記3に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その2購入（単価契約） 入札参加資格確認説明申請書在中」と朱書きすること。

(2) 説明を求められたときは、令和8年3月18日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書等に関する質問は、仕様書等に関する質問書（様式第9号）により提出するものとする。

ア 提出期間

令和8年1月27日（火）から同年2月24日（火）までの休日条例第1条第1項に規定する休日を除く毎日。

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。

イ 提出場所

上記3に同じ。

ウ 提出方法

郵送又は持参とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その2購入（単価契約） 質問書在中」と朱書きすること。

- (2) 質問に対する回答は、令和8年3月4日(水)までに上記3の場所に掲示すると共に、入札に参加を希望し入札参加資格を有する者に対し書面で電送により回答する。

1.1 入札書の記載

- (1) 入札書(様式第7号)には1kgあたりの単価を記載すること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書に記載する単価は、円を最小単位とすること。

1.2 入札及び開札

- (1) 開札日時及び場所

ア 日時

令和8年3月12日(木) 午後2時

イ 場所

群馬県下水道総合事務所3階 第2会議室

- (2) 入札方法

郵送又は持参とする。

郵送による場合は、書留郵便とし、令和8年3月11日(水)午後4時までに上記3の場所に群馬県下水道総合事務所長あて親展で必着のこと。その際、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて厳封の上、当該中封筒には入札者の商号(名称)及び「令和8年3月12日開札 県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤その2購入(単価契約) 入札書在中」と記載すること。

なお、入札は1回目が不調の場合、2回目まで行われるため、2回目の入札に参加する意思がある場合は、別封により2回目の入札書を作成し、各封筒に何回目かを明記すること。

また表封筒には「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入(単価契約) 入札書在中」と朱書きすること。

- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状(様式第5号)を提出すること。
- (4) 入札者又はその代理人は、提出した入札書の変更や取り消しをすることができない。
- (5) 入札執行者が、入札が公正に執行することができない状態であると認めたときは、当該入札を延期又は中止することがある。
- (6) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行う。
- (7) 入札執行回数は、2回を限度とする。(1回目の入札で落札者がいない場合は2回目を実施する。)

1.3 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書による入札。
- (5) 入札要件の判明できない入札書による入札。
- (6) 入札者及び代理人(代理人をして入札させる場合)の押印のない入札書による入札。

- (7) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札。

14 落札者の決定方法

- (1) 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係のない県職員にくじを引かせるものとする。

15 最低制限価格 設定しない。

16 入札保証金 免除する。

17 契約保証金 免除する。

18 支払条件

- (1) 契約金額は、次のとおりとする。
 - ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合は、入札書記載金額（単価）を契約金額とする。消費税額及び地方消費税額は売買契約の際の数量（売買代金を請求する際の数量）に単価を乗じて得た金額に法令所定の税率を乗じた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とし、県は落札者から売買代金の請求を受けた際、併せて支払うものとする。
 - イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合は、入札書記載金額（単価）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。
- (2) 落札者は、納入した物品を月ごとに集計し、翌月10日までに県に報告書を提出、県の納入検査完了後にその代金の支払請求をするものとする。
- (3) 県は、上記（2）の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

19 契約 別添契約書（案）により作成するものとする。

20 異議の申立て

入札した者は、入札後、入札説明書、仕様書、契約書（案）等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

2 1 苦情の申立て

本契約における入札参加資格の確認その他手続きに不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先 群馬県政府調達苦情検討委員会事務局
群馬県会計局会計管理課総務・決算係
電話 027-226-3811

2 2 その他

- (1) 入札参加者は、仕様書及び契約書（案）を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (3) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 入札参加資格確認通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、令和8年3月11日（水）午後4時までに入札辞退届（様式第6号）を上記3の場所に提出すること。
- (5) この調達手続きのいずれかの段階であっても、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日後10日以内に、群馬県政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。
- (6) 入札説明書等の配付資料は、本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (7) 入札説明書に記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによる。
- (8) その他不明な点については、以下に問い合わせること。

群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
群馬県下水道総合事務所総務係（担当 樺澤）
電 話 0270-65-7557
FAX 0270-65-7781